

第2次
配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(素案)

令和4年2月

福岡県 嘉麻市

はじめに

市長挨拶

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進体制	2
5	計画の体系	3

第2章 嘉麻市の現状と課題

1	嘉麻市の取組み	5
2	市民意識調査からみたDVについての現状と課題	6
	(1) 暴力の経験	6
	(2) 暴力の見聞き	9

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ	DVの根絶に向けた啓発と被害の防止	11
基本的施策1	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成	11
基本的施策2	被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築	14
基本目標Ⅱ	相談しやすい体制の充実	16
基本的施策1	相談しやすい体制の充実	16
基本的施策2	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応	20
基本的施策3	窓口職員の研修の充実	21
基本目標Ⅲ	被害者の自立のための支援	22
基本的施策1	被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮	22
基本的施策2	生活の安定に向けた各種手続の支援	24
基本的施策3	被害者の情報保護	26
成果指標		27

◎資料編

○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過	29
○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿	30
○用語の解説	31
○関係法令	33
(1) 嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議設置条例	33
(2) 嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議設置規程	34
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	35
(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律	43
(5) 福岡県における性暴力を根絶し、 性被害から県民等を守るための条例	48
○課別具体的事業一覧	53

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV）*は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

国は、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定しました。

平成19（2007）年の法改正では、体制基盤の中心を都道府県から市町村に移行させ、よりDV被害者の実情に見合った保護や救済措置となるきめ細かい支援のための整備を目指しました。これにより、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。平成25（2013）年の法改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、法律の適用対象を婚姻していなくても、生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力被害者に拡大し、同年、「ストーカー*行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー行為規制法」という。）も改正され、恋人からの暴力いわゆるデートDV*の被害者を保護する仕組みが進展しました。

また、福岡県においては、平成18（2006）年に第1次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されて多様な取組みが進められ、その成果と課題を踏まえて計画的に施策を推進するため、令和3年3月に「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

さらに、県においては、平成31（2019）年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下、「県性暴力根絶条例」という。）が公布、翌年に全面施行され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する取組みが進められています。

その「県性暴力根絶条例」では、配偶者等性暴力の定義がなされ、市町村の責務、市長村長、議員、職員は住民に範を示すべき立場を自覚すること、また、性暴力根絶等に関する教育活動の努力義務が明記されています。

嘉麻市においては、平成23（2011）年策定の「嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」の基本目標Ⅲ「主要課題6 あらゆる暴力・虐待の根絶」を市の基本計画と位置づけて、DV対策に取り組んできました。そして、平成29（2017）年度施行の「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（以下、「DV防止計画」という）が、初めて「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」から独立した単独の「DV防止計画」として策定され、社会状況や本市のDV問題を取り巻く現状、国や県の施策をふまえ、平成29（2017）年度から5年間を見据えて、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにDVのないまちづくりをめざしてきました。

しかし、2020年（令和2年）に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果では、直近の3年間で配偶者や交際相手から暴力の被害を受けた女性は4人に1人と高い比率となっており、依然としてDV根絶に向けた市全体での継続的な取組みが必要です。

本計画では、これまでの嘉麻市の成果と課題をふまえて、DV防止の啓発、複雑化する相談への対応、被害者の自立支援に対して、DV対策を推進していくものです。

2 計画の位置づけ

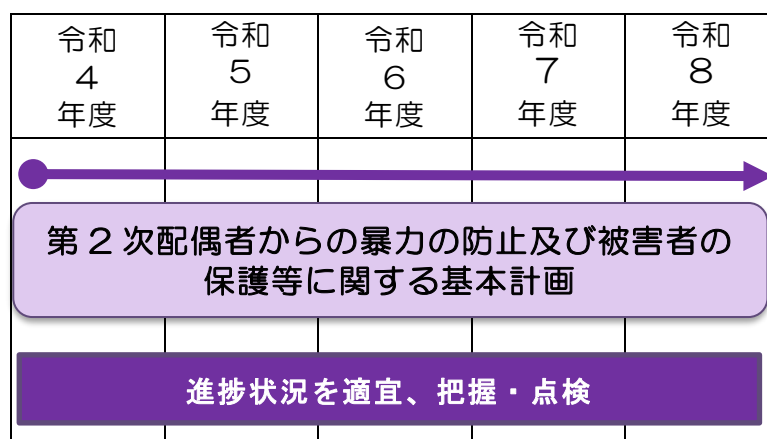
本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づいて策定するものです。

また、本計画は、「第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」の基本目標I「男女の人権を尊重する意識づくり」において主要課題4「あらゆる暴力の根絶」の取組みに基本的施策1として「配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み」を定めており、その具体的な施策・事業として位置づけるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画は第2次嘉麻市総合計画との整合性を図りながら、社会情勢の変化や関連法の改正等に対応し必要に応じて見直しを行うものとします。



4 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内における「嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議」のほか、市と嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関が連携し協議を行う「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会」を設置し、DV防止に関する啓発及び被害者の支援に向け、施策を推進します。

5 計画の体系

本計画を推進するにあたっては、市民の正しい理解を促し、DVの防止・早期発見に努めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重し、国・県の関係機関や民間支援団体等との緊密な連携を図りながら、相談や自立支援に向けた総合的な施策を実施します。

そこで、本計画では、「予防」「連携」「自立支援」のテーマに基づき、「暴力を容認しない社会づくり」「被害の潜在化を防ぐ」「被害者のきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定」の3つの分野を柱として、それぞれに基本目標、基本的施策を定めます。

テーマ	基本目標	基本的施策
<p style="text-align: center;">予防</p> <p>～暴力を容認しない社会づくり～</p>	<p style="text-align: center;">Ⅰ DVの根絶に向けた啓発と被害の防止</p>	1 人権を尊重し、 暴力を容認しない意識の醸成
		2 被害の早期発見と 重大な被害を防止する体制の構築
<p style="text-align: center;">連携</p> <p>～被害の潜在化を防ぐ～</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 相談しやすい体制の充実</p>	1 相談しやすい体制の充実
		2 外国人、障がい者、高齢者、 性的少数者等への適切な対応
		3 窓口職員の研修の充実
<p style="text-align: center;">自立支援</p> <p>～被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定～</p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ 被害者の自立のための支援</p>	1 被害者の安全確保と 心理的ケアへの配慮
		2 生活の安定に向けた各種手続の支援
		3 被害者の情報保護



第2章

嘉麻市の現状と課題

第2章 嘉麻市の現状と課題

1 嘉麻市の取組み

嘉麻市では、平成22(2010)年施行の嘉麻市男女共同参画推進条例において「すべての人は、セクシャル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。」ことが定められ、市の責務としてDV問題に対し市が積極的に対応すべきことが定められました。

平成24(2012)年度施行の「嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」では主要課題として「あらゆる暴力・虐待の根絶」が定められ、本計画が市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画」と位置づけられました。

平成29(2017)年度施行の「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」は、初めて「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」から独立して単独の「DV防止計画」として策定されました。

このような中、DV問題に対する具体的な取組みを積極的に進めるため、専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」の開設や、電話相談窓口である「かま女性ホットライン」を設置し、市民からのDV問題の相談など、女性の抱える幅広い悩みに対応してきました。平成30(2018)年には、嘉麻市における配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための総合的な対策について、市と配偶者暴力相談支援センターや嘉麻警察署等の関係機関が連携し協議を行う「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会」を設置し、DV被害者支援のための対策について協議を行ってきました。

令和元(2019)年度からは、外国籍の女性の支援のため、DVなど女性に対する暴力に関する知識と対人援助者としての資質を持った通訳者をコーディネートする予算を確保し、実際に母国語で相談に応じる体制を整えています。

令和2(2020)年度からは「女性相談窓口」において「婦人相談員」*を設置し、DV問題に対応する専門性を高め、きめ細かく迅速な対応が可能となるよう相談体制の充実を図ったところです。

コロナ禍での相談の増加が新聞等で報道されていますが、嘉麻市においては、目立った相談件数の増加はなく、常に加害者が近くにいることからSOSが出せず、潜在化している状況ではないのかと危惧されています。

「婦人相談員」とは、「売春防止法」(第35条)に基づき、社会的信望があり熱意と識見を持っている者で、都道府県又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行う。また、「DV防止法」第3条及び第4条により平成14(2002)年4月から、配偶者からの暴力被害者の相談等とともに第5条により婦人保護施設において被害者の保護を行う。

相談者の人権を尊重し権利擁護を図る立場から、支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ関係機関との連携を図りながら問題解決を担う役割を有している。

2 市民意識調査からみたDVについての現状と課題

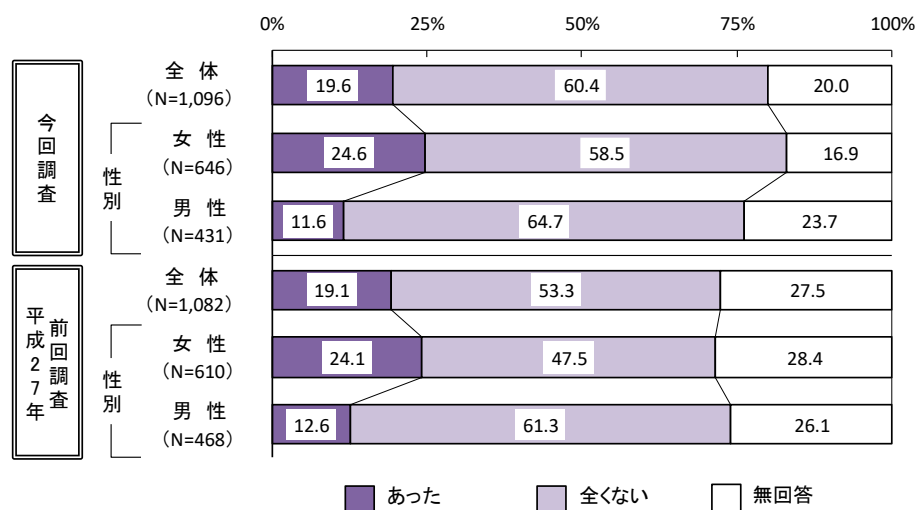
(1) 暴力の経験

令和2年に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果によると、この3年間で配偶者や交際相手から暴力の被害を受けた女性は24.6%、男性は11.6%となっています。本市において一定数の割合でDVやデートDVの被害を受けていることがわかりました。

前回調査と比較すると、「無回答」の割合が減少していますが、暴力の被害経験の割合は、男女ともほぼ同程度の割合を占めています。

女性では、20歳以下の年代を除いて「あった」の割合が2割を超えており、特に40歳代、50歳代の女性で高くなっていました。

◆暴力の経験 [全体、性別] (前回調査比較)

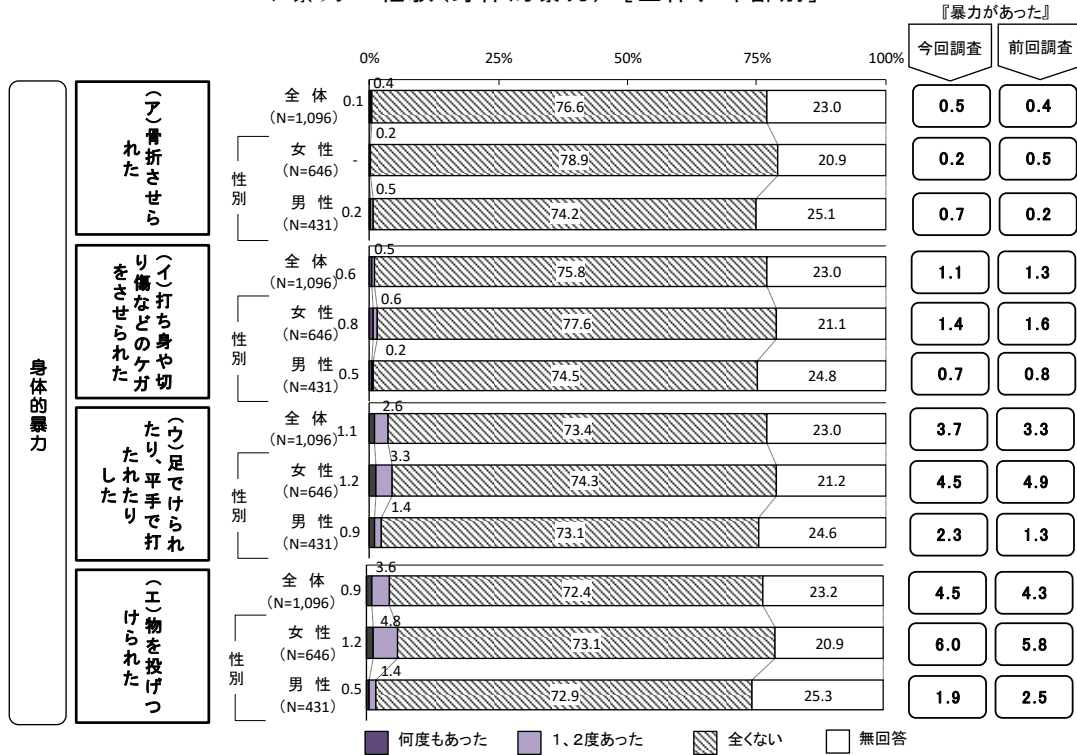


◆暴力の経験 [全体、年齢別]

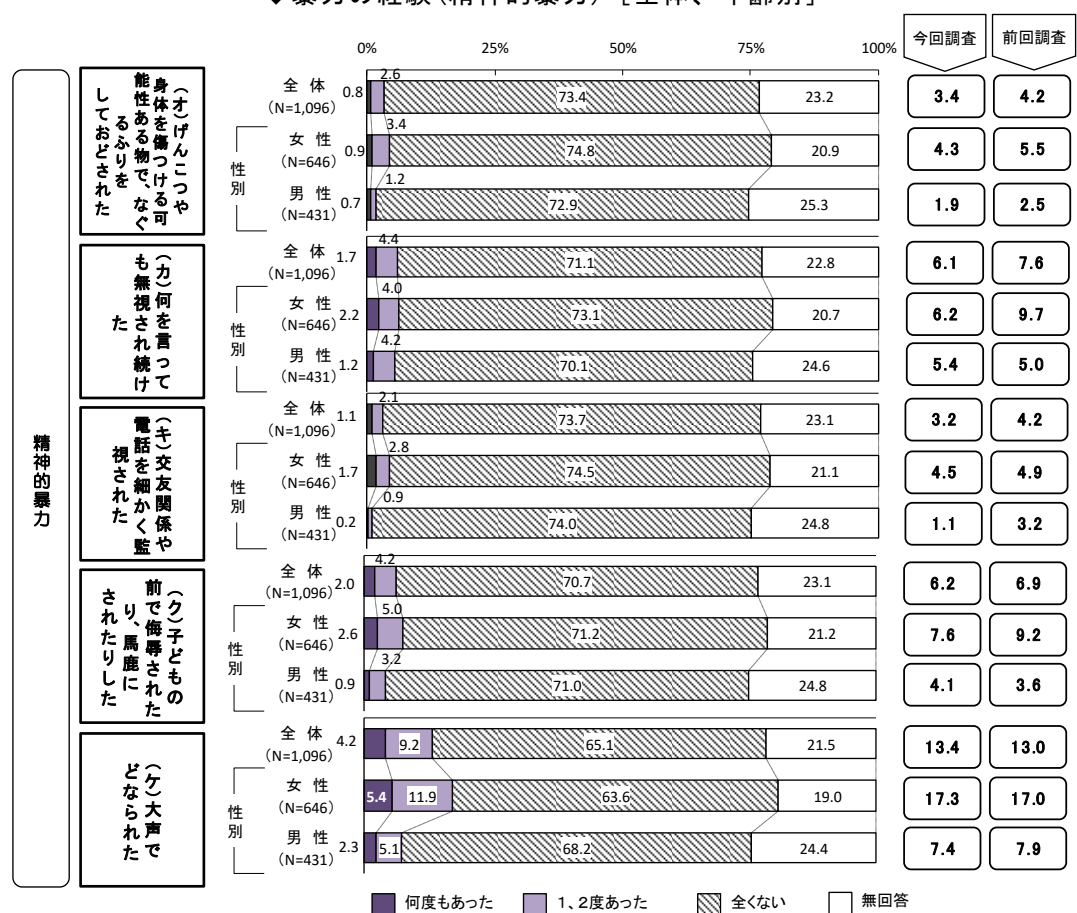
		標本数	あった (%)	全くない (%)	無回答 (%)	
全体		1,096	215	662	219	
			19.6	60.4	20.0	
年齢別	女性:29歳以下	32	18.8	81.3	-	
	女性:30歳代	57	22.8	68.4	8.8	
	女性:40歳代	74	25.7	66.2	8.1	
	女性:50歳代	80	27.5	62.5	10.0	
	女性:60歳代	155	23.2	63.9	12.9	
	女性:70歳以上	245	24.9	46.9	28.2	
	男性:29歳以下	29	6.9	55.2	37.9	
	男性:30歳代	29	3.4	86.2	10.3	
	男性:40歳代	45	26.7	60.0	13.3	
	男性:50歳代	57	12.3	61.4	26.3	
	男性:60歳代	113	9.7	70.8	19.5	
	男性:70歳以上	158	10.8	60.8	28.5	
	無回答		22	36.4	22.7	40.9

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

◆暴力の経験(身体的暴力) [全体、年齢別]

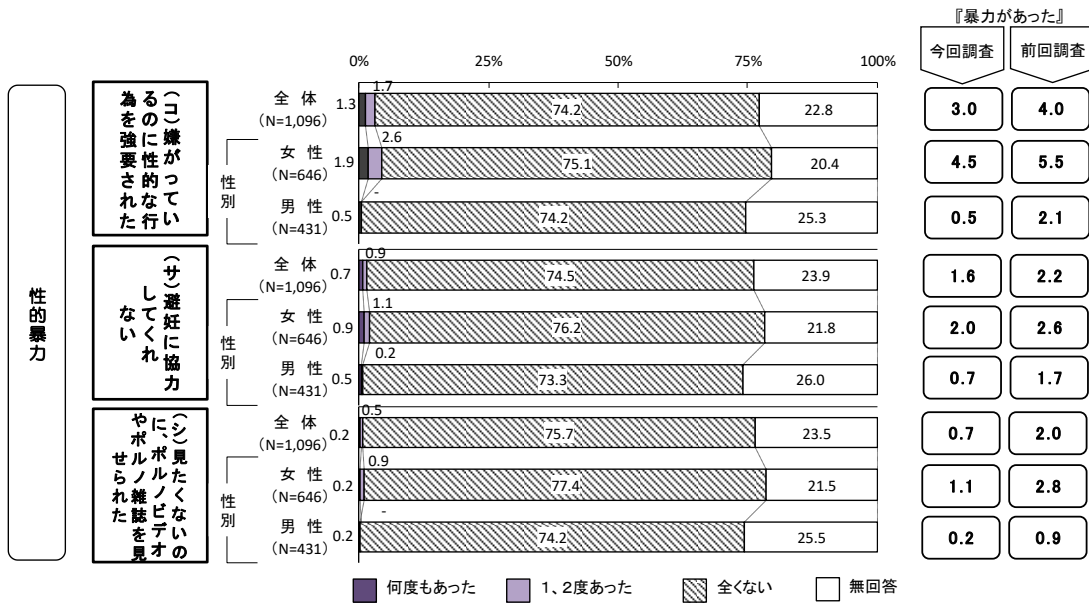


◆暴力の経験(精神的暴力) [全体、年齢別]

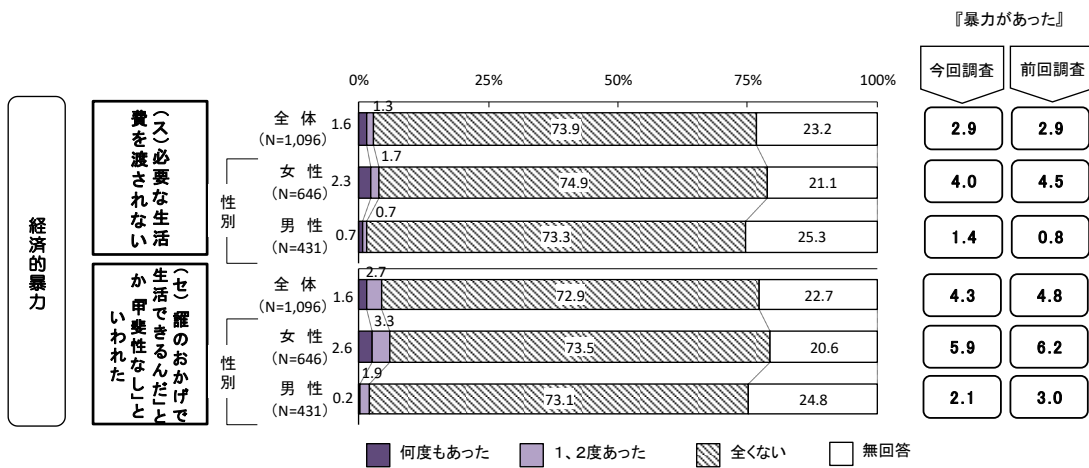


資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

◆暴力の経験(性的暴力) [全体、年齢別]



◆暴力の経験(経済的暴力) [全体、年齢別]



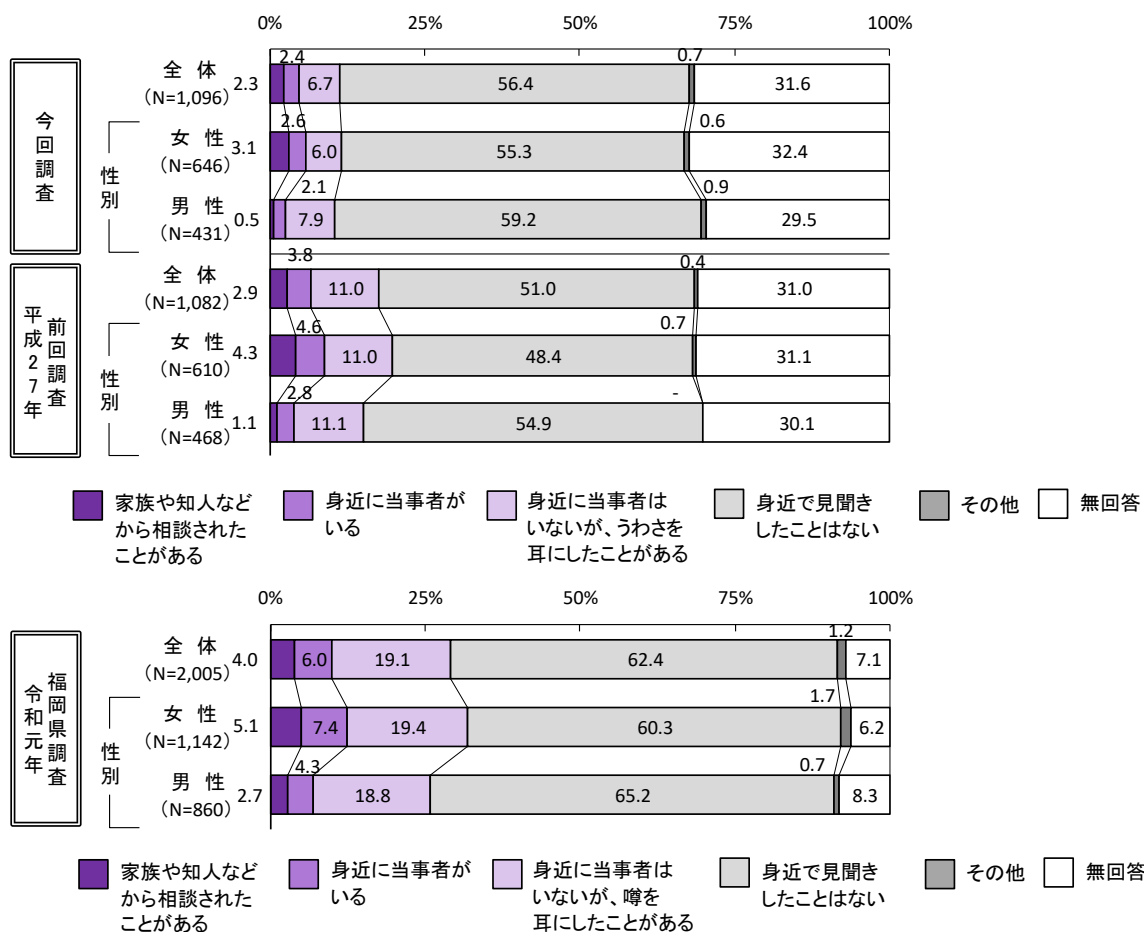
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

(2) 暴力の見聞き

DVの被害について身近なところで見聞きしたか尋ねたところ、「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」が6.7%、「家族や知人などから相談されたことがある」が2.3%、「身近に当事者がいる」が2.4%となっており、うわさを耳にしたという間接的な体験まで含めてDVを見聞きした体験がある人は、全体の約1割となっていました。性別でみると、女性の方が男性より相談を受けたり、当事者が身近にいるという直接的な体験はやや高くなっていました。

DV被害を受けた人で誰にも相談しない人が増えていることから、DVが潜在化している状況も伺えました。暴力を見聞きした第三者が被害者に適切に対応することが支援には重要となりますので、市民一人ひとりのDVに対する認識を高めなければなりません。DVとされる行為や発生する背景、DV防止法の取組みなどについて、被害者自身、また、相談相手となる家族や知人に届くように、広く啓発して情報提供することを継続的に続けていくことが必要です。

◆図表 暴力の見聞き [全体、性別] (前回・県調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)



第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

～暴力を容認しない社会づくり～

基本目標Ⅰ DVの根絶に向けた啓発と被害の防止

基本的施策1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

現状と課題

DVは人権侵害の問題ですが、夫婦や恋人といった私的な関係で起きるために他者が介入しにくく潜在化してしまうという特徴があります。そのため、「DV防止法」、「ストーカー行為規制法」等の法律が制定され、社会的な取組みが進められてきました。

市民意識調査によると、「DV防止法」の認知度は、男女とも7割を超えていたものの、前回調査結果と比べるとあまり変化はなく、「デートDV」の認知度は、3割弱にとどまっています。DVやデートDVは犯罪にもなりうる重大な人権侵害として意識を高める必要があります。また、DV被害者の多くは女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する意識、男女間の経済的格差など社会的要因があります。そのため、DV根絶のためには、社会的構造の問題を踏まえた上でジェンダー*平等の意識を醸成することが重要です。

DVを起こさない意識を社会的に形成するためには、まずは、行政や教育に携わる職員や教職員がDVやデートDVを人権の問題として理解し、私的な関係で起きる暴力の特徴を理解し、DVは性的暴力や経済的暴力など多様な形で出現するという認識を持つことが必要です。

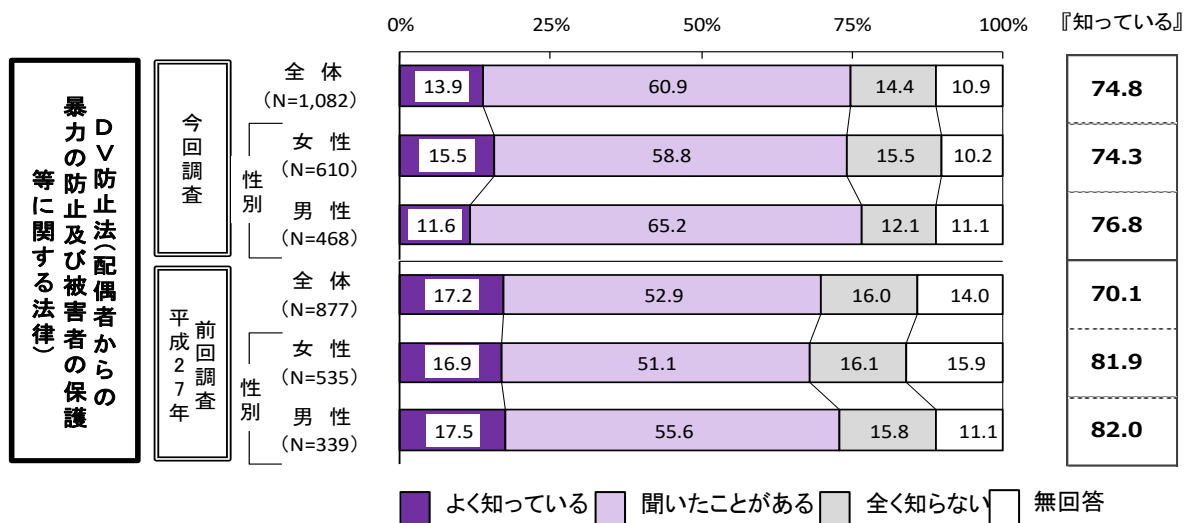
また、子どもの頃からジェンダー平等や性の多様性を理解できるような人権教育を学校で推進することが重要です。大人もこのようなDVに対する理解と認識を共有できるように、市民に対する継続的な啓発を進めることが求められます。また、DVを見聞きすることは子どもに対して心理的に大きな影響を与えることから、面前DVと言われており、「児童虐待防止法」では、DVのある家庭環境自体が心理的虐待であると定義されています。DV被害者のみならず、子どもに対しても心理的ケアが求められます。

デートDVについては、携帯やスマートフォンなどコミュニケーション手段が急速に発展し、大人の関知しないところで、中学生や高校生等の若年層で問題が大きくなっています。加害者にもDV被害者にもならないよう、暴力防止とジェンダー平等の問題を人権の視点で理解するデートDV防止教育を進めなければなりません。市で作成した「デートDV防止啓発冊子」を活用し、学校への出前講座などでは若年層が関心を持てるような工夫をします。また、「福岡県性暴力根絶条例」に基づいた「第5次福岡県男女共同参画計画」による学校への性暴力根絶と被害者支援の総合的教育を行う専門的アドバイザー派遣事業を積極的に活用していきます。

■ 具体的事業

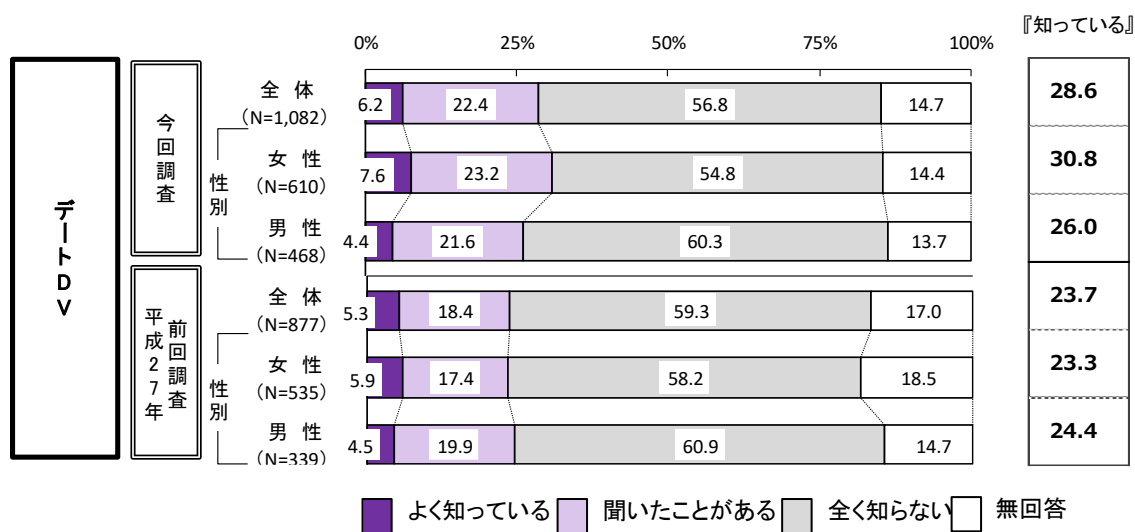
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
1	DVに関する研修	市職員や教職員がその日常業務において人権の尊重と暴力を容認しない意識をもって進められるよう、DVに関する職員研修や情報提供を行う。	全課
2 新	人権尊重の意識を醸成する教育の推進	ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした包括的性教育を発達段階別に応じて実施し、また、県アドバイザー派遣事業等を積極的に活用して人権を尊重する意識を醸成する。	学校教育課
3	DVに関する正しい理解の促進	市民に対して人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成が図られ、また、DVに関する正しい理解が図られるよう、あらゆる機会を活用して、啓発活動を推進する。	全課
4 新	DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進 (面前DVの理解促進)	子どもがDVを見聞きする面前DVは、子どもに心理的に大きな影響を及ぼすことから、児童・生徒、保護者、市民に向けて啓発し理解を広める。	こども育成課 子育て支援課 人権・同和対策課 学校教育課 男女共同参画推進課
5	若年層に対する啓発の推進	「デートDV防止啓発冊子」を活用して青少年や市民を対象として出前講座を実施する。また、小・中・高校に当該冊子を配布し、啓発を推進する。	関係各課

◆ 図表 DVに関する施策・用語の認知 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

◆図表 DVに関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

基本的施策2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築

現状と課題

DVは、家庭という密室で行われ、DV被害者は、加害者から行動を制限されたり、監視されたりするなど、社会との関わりを持たずに孤立した状態に置かれがちとなるため、被害の早期発見には、家族や知人等の身近な人の存在が重要となります。

市民意識調査によると、「家族や知人などから相談されたことがある」「身近に当事者がいる」と回答した人がどう対処したかについて、「DV被害者に相談機関などを紹介した」は11.8%、「配偶者暴力相談支援センターや警察に通報した」9.8%、「DV被害者と一緒に病院や相談機関に行った」5.9%となっており、専門機関につないだ人も一定数いました。しかし、「何もできなかった」とする割合も約4分の1を占め、「何もする必要はないと思った」も3.9%あり、身近にDV被害者がいても対応していない人がいることもわかりました。「加害者に暴力をやめるように話した」というDV被害者に危険が及ぶ可能性のある不適切な対処は、13.7%ありました。

DV被害者のみならず被害者の身近にいる人に対しても相談窓口の認知が高まるよう周知を徹底していきます。

地域から行政へのパイプ役となる民生委員・児童委員、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関が、警察など関係機関と連携して被害を早期発見し、早期介入できるよう、体制を強化していきます。

また、加害者が当事者意識を持って暴力の問題に向き合い、更生することは、DV被害者の安全確保のために求められます。加害者の脱暴力プログラムの開発については、DV被害者支援に関わる民間団体や医療機関などにおいて取組みが徐々に進められています。「県性暴力根絶条例」による加害者への専門的な指導や治療の取組みも進められています。こうした情報をDV被害の対応策に活かせるよう、加害者対策に関する国の調査研究や県の取組み及び関係団体等の情報を収集して発信していきます。

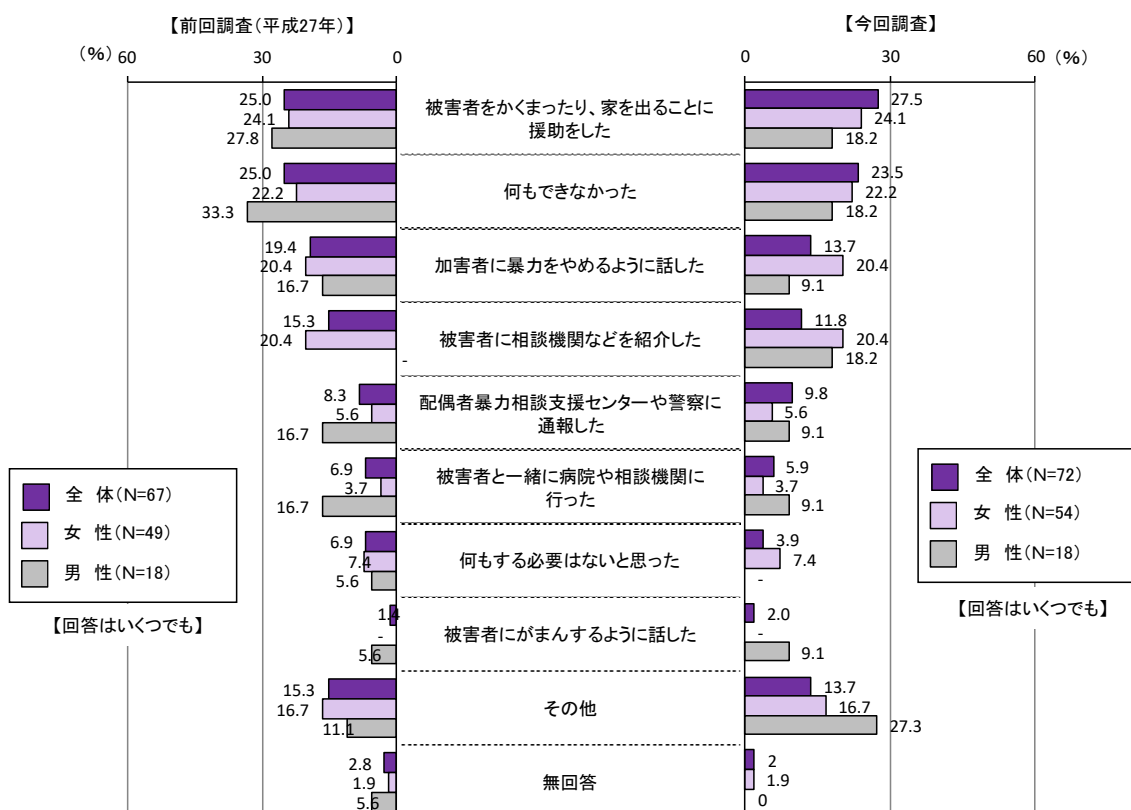
また、嘉麻市においては、加害者対応マニュアルを策定しており、適宜、見直しを図っていきます。



■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
6	相談窓口の周知	市の「女性相談窓口」や「かま女性ホットライン」とともに県や警察など相談窓口について周知する。また、市ホームページで実施するメールによる相談についても周知を図る。	男女共同参画推進課
7	被害の早期発見及び適切な対応	地域の民生委員・児童委員、医療機関、社会福祉協議会、相談基幹センター、高齢者社会福祉・教育施設及び警察署などの関係機関と連携を図り、被害の早期発見と迅速で適切な対応を図る。	関係各課
8	加害者対策に関する情報収集及び発信	加害者対策に関する国や県の情報収集し発信することで被害防止のための対応策に活用する。	男女共同参画推進課

◆ 図表 DV被害を知った後の行動について [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

～被害の潜在化を防ぐ～

基本目標Ⅱ 相談しやすい体制の充実

基本的施策1 相談しやすい体制の充実

現状と課題

DV対策においては、適切に対応できる専門家や相談機関、公的機関が重要な存在となります。DV被害者は、加害者から「お前が悪い」等と言われ続けて自責の念が強まるために被害を受けているという認識が低くなり、他者への相談をためらう傾向があります。一方で、経済的暴力や社会的暴力によって生活困窮に陥るなどDV被害者が生活課題を抱えることも多く、公共料金の未払いなどでDV被害者が発見されて行政の対応が必要になるケースもあります。行政の多様な窓口からDV被害者が適切な支援機関につながるよう、専門家や公的機関と連携のとれた体制が重要です。

県においては、「県性暴力根絶条例」に基づき、総合的支援体制として性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口(性暴力被害者支援センター・ふくおか)を設置して、医療機関、県警察や関係団体、弁護士等が連携して、被害者への支援業務を行うものとしています。

市民意識調査によると、DV被害者の相談先は、関係機関では「警察署・交番」「医師・カウンセラー」が2%程度、行政の相談窓口は「配偶者暴力相談支援センター」「嘉麻市役所」「かま女性ホットライン」はわずかでした。しかし、前回調査に比べると相談機関に拡がりが見られ、少しずつではあるが相談機関の認知度が高まっていることを伺わせます。しかしながら、男性の被害者では、「誰にも相談しなかった」割合が女性より高くなっていました。相談しなかった人の理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」が男女ともに6割を超えて、前回調査と比べると比率が高くなっており、相談の重要性への認識が低くなっています。

市においても、相談体制の整備に向けて、平成25(2013)年からDVに対応する関係部署が参加する「DV被害者支援庁内連絡会議」を開催しています。また、DVの専門相談員が面接する「女性相談窓口」を各庁舎で開設し、必要な場合は同行支援も実施しています。さらに電話でも相談できるよう「かま女性ホットライン」も設置しています。

今後は、より被害者の立場に立った相談体制を整備するために、個別事案に対応して関係各課との連携の強化を図っていきます。また、「DV被害者支援庁内連絡会議」においては、被害者情報の保護に関する電算システム上のハード面、また、それをつなぐ職員ソフト面の支援体制を充実させます。

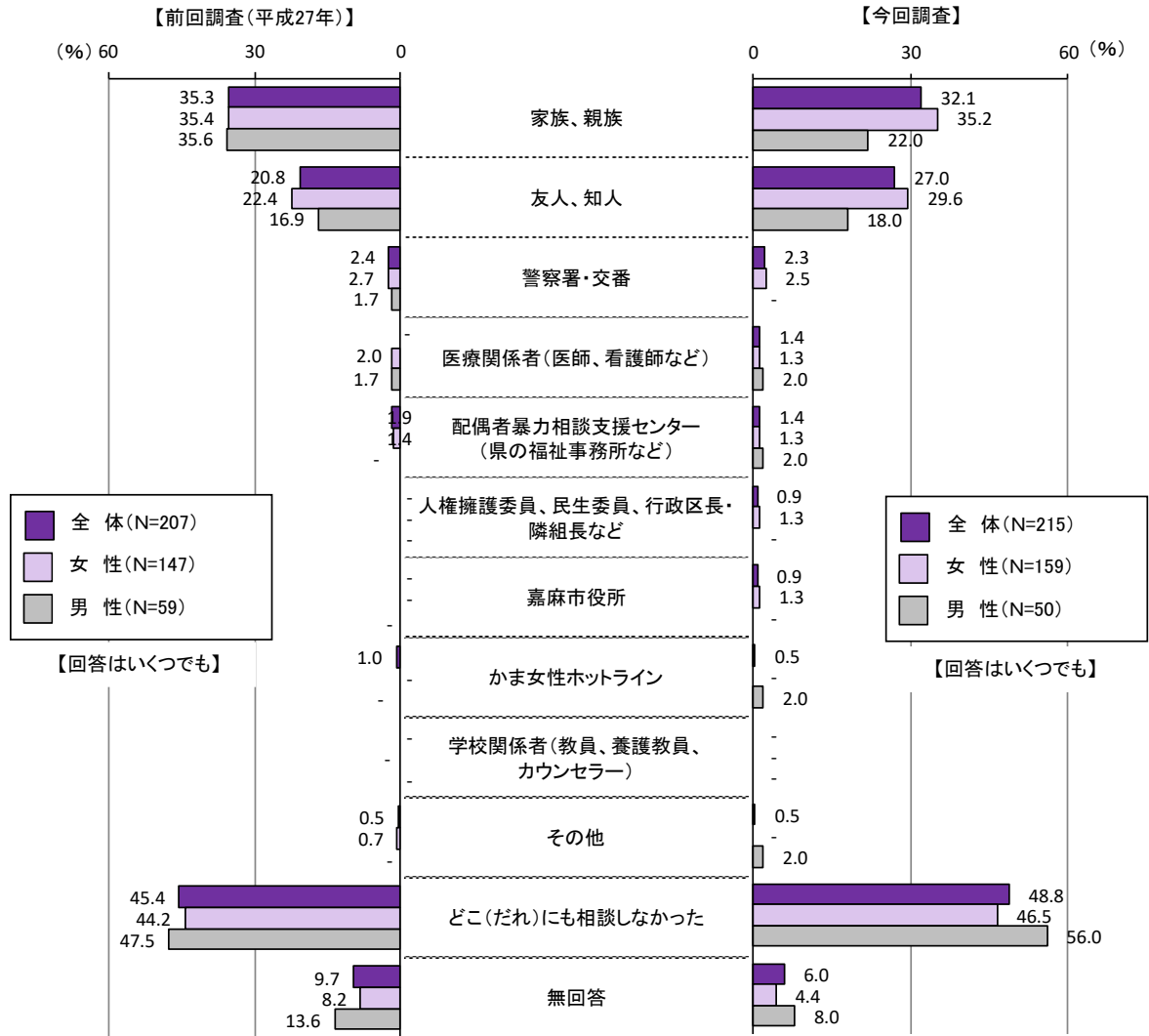
庁外においては、嘉麻警察署と緊密な連携体制をとるために、日頃より情報交換を行います。男性や性的少数者への相談については、県が設置している専用の相談窓口や県の配偶者暴力相談支援センター等の情報を提供します。

■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
9	庁内関係部署との連携強化	庁内各課による「DV被害者支援庁内連絡会議」を開催し、被害者への迅速で適切な支援に向けて連携強化を図る。	男女共同参画 推進課 関係各課
10	DV防止連絡協議会による連携	警察署や児童相談所等の関係機関による「嘉麻市DV防止対策連絡協議会」により日ごろから情報交換などを行い緊密な連携体制を構築する。	男女共同参画 推進課 関係各課
11	男性や性的少数者等への相談窓口の情報提供	男性や、性的少数者に対応する市民相談窓口や県の相談窓口等について、ホームページ等を活用して情報提供を行う。	関係各課

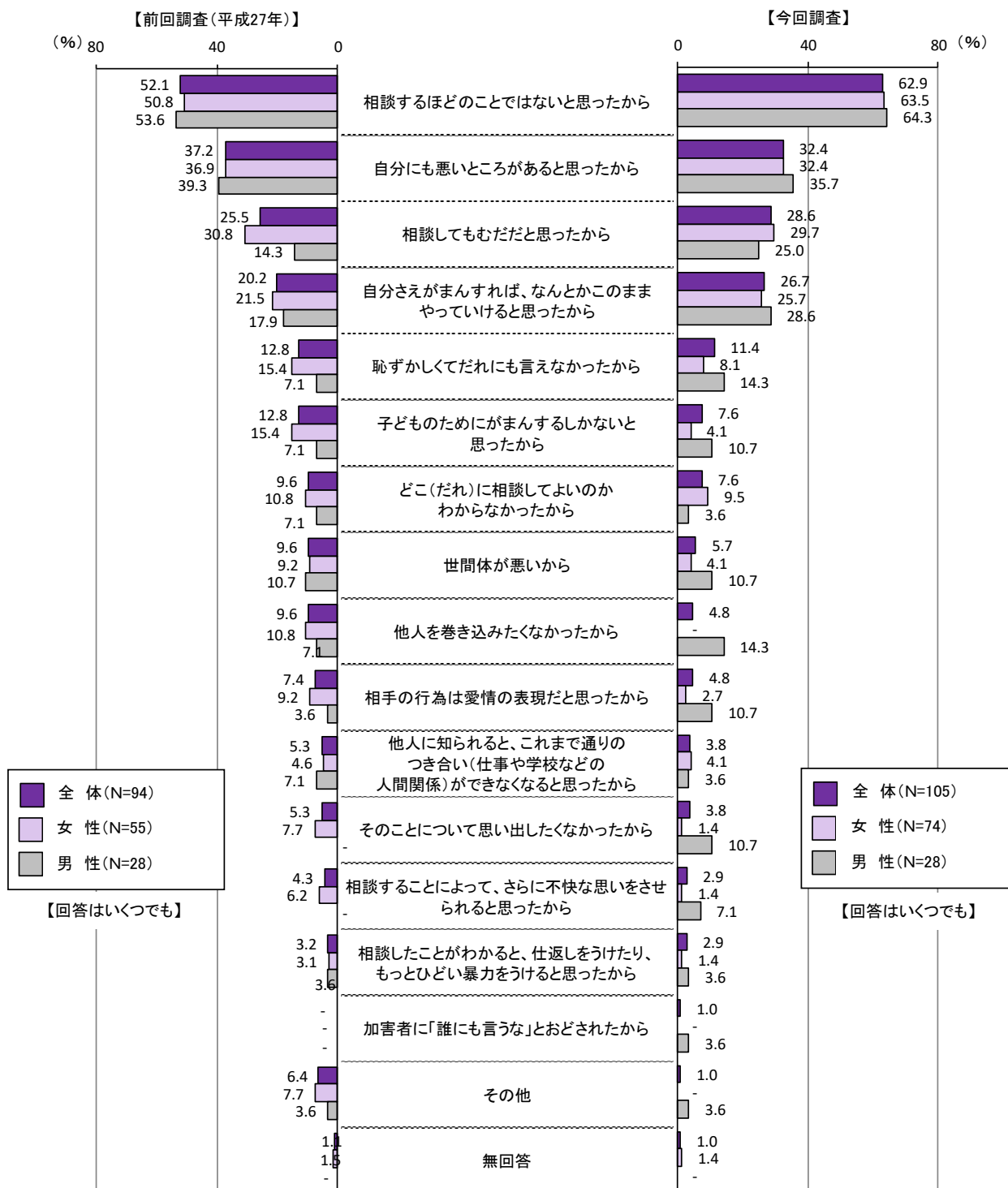


◆図表 暴力を受けた後の相談先〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

◆図表 相談しなかった理由〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

基本的施策2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応

現状と課題

外国人や障がい者、高齢者や性的少数者等は、DV被害を受けたとしても、支援に関する情報が届きにくかったり、理解しにくかったり、加害者へ依存する生活を強いられたりして、自分の状況をDVとして認識することがよりいっそう困難な状況となります。また、同性間におけるDV被害については、相談窓口においてLGBTQ^{*}などの性的少数者への理解が行き届いていない場合、被害者が相談できない可能性もあります。

そのため、これらの社会的に不利な立場に置かれやすい人が受けるDV被害は、より潜在化、長期化、深刻化するという共通した課題があります。

外国人の場合は、言語や文化・生活習慣の違いから地域の中でも孤立しやすいという問題を抱えがちです。日本語以外の言語による支援を求めている外国人に対しては、多言語に対応した翻訳機能を備えたタブレットの活用や県作成のDV相談の情報を掲載した多言語の啓発カードを関係窓口等に配架すること等により対応策をとっていますが、今後は、これまで以上にきめ細かな対策ができるよう努めていきます。令和3（2021）年より、嘉麻市内の交番に外国語言語対応窓口紹介カードを配架しています。また、高齢者の場合は、長年にわたって繰り返されたDVのために、精神的ダメージが大きく、より無力感が大きい場合があります。

高齢者や障がい者に対しては、それぞれの立場で抱える問題の特徴を踏まえながら、その特性に応じた、よりきめ細かな対応ができるよう配慮するとともに、相談窓口の情報提供の充実等を図っていきます。さらに一時保護、自立支援においても、同様に配慮していきます。性的少数者のDV被害対応のために、性の多様性についての理解を進めるとともに、被害者の実情にあった支援に取り組みます。

■具体的事業

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
12	外国人からの相談に対する適切な対応	外国人に対しては、多言語に対応した翻訳機能を備えたタブレットの活用や県作成のDV相談の情報を掲載した多言語の啓発カードの配架等により、相談窓口の周知を行う。	関係各課
13 新	高齢者、障がい者への適切な対応	それぞれが抱える問題にきめ細かな対応ができるよう配慮するとともに、相談窓口の情報提供の充実を図る。さらに一時保護、自立支援においても、適切な対応を行う。	関係各課
14 新	LGBTQなどの性的少数者への適切な対応	LGBTQ等の性的少数者について、市民や職員の正しい理解が図られるよう啓発するとともに、相談者へのきめ細かな対応と支援を行う。	関係各課

基本的施策3 窓口職員の研修の充実

現状と課題

DV被害者は、経済的暴力を受けて経済的に困窮したり、子どもの世話が行き届かなかったりと多様な生活課題を抱えています。そのため、福祉や保健、教育、住宅などの様々な行政の窓口で相談に訪れる可能性は高く、それらの窓口からDV被害者を適切な支援につなぐことが重要となります。

DV被害者は心理的ダメージの影響でコミュニケーションがうまく取れないこともあります。そのような場合に窓口担当職員が不適切に対応すると被害者をさらに傷つけてしまいます。このような二次被害を起こさないようにするためには職員への意識啓発は重要です。

DV被害者と接する窓口職員や関連する手続きを行うすべての職員が、DV被害者の立場や特徴を理解し、被害者支援のために必要な知識をもち、迅速に適切に対応することが求められます。

行政の窓口は、被害者支援における重要な役割を担っているという自覚を持てるよう、関係職員に対する研修をさらに充実していきます。

■ 具体的事業

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
15	窓口職員の研修の充実	窓口担当となる職員に対して、支援を必要とする市民への適切な対応ができるよう研修を実施する。また、県主催のセミナー等を活用して職員がDVやハラスメントについて学習する機会を提供する。	人事秘書課 男女共同参画推進課

～被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定～

基本目標Ⅲ 被害者の自立のための支援

基本的施策1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮

現状と課題

DV被害者に対して、安全対策は重要な課題であり、危険を避けるための支援が求められます。DV被害者が逃げようとしたときに、加害者の怒りが強くなるため、暴力がひどくなります。逃げたとしても、加害者は執拗にDV被害者の居所を突き止め、危害を加えるおそれがあり、避難後にもっとも危険が高まるといわれています。DV被害者の家族や友人、支援者が、DV被害者の居場所について加害者からの攻撃的な追求を受けることもあり、DV被害者の身近な人にも危険が及びます。

警察庁によると、「ストーカー規制法」に基づく接近禁止命令等の保護命令の発令件数は平成29(2017)年から急増しており、令和元(2019)年は1,375件で前年より18.8%増加し、法施行後最多となっています。ストーカーの相談事例では、加害者の半数が配偶者や元配偶者、交際相手や元交際相手です。

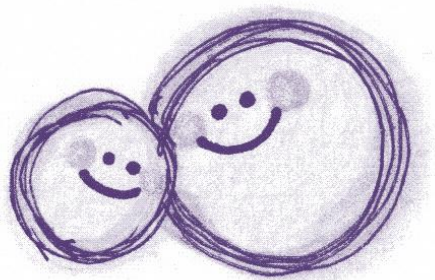
加害者が結果的に追跡してこなかったとしても、DV被害者は別れた後も追跡の恐怖から逃れられない場合もあります。また、DV被害者は、配偶者や恋人など信頼していた人から暴力を受けたことにより、自尊感情が低下し、自分自身で生きる力を失い、他者との信頼関係を築けないなど、精神的な課題を抱える場合もあります。

さらに、子どもにとってDVを見聞きすることは面前DVであり、DVのある家庭環境自体が心理的な児童虐待です。被害者のみならず、子どもに対しても心理的ケアが求められます。

市では、暴力追放相談員を配置しており、日頃から警察との連携を取っていますが、DV被害者と支援をする立場の人たちの安全確保のために、これらの連携を強化していきます。また、被害者の心理的なケアに対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、市内の保健師や市外の医療機関、または、福岡県の精神保健担当部署や児童相談所などと連携して、適切な心理的支援を実施します。

■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
16	被害者の安全のための警察との連携強化	被害者の安全確保のため迅速な対応ができるよう、警察や庁舎に配置されている暴力追放相談員との連携強化を図る。	関係各課
17	心理的ケアへの配慮	被害者の心理的なケアに対応するため、専門的な知識と経験を有する相談員による支援を行う。また、他の専門職の案内も行う。各相談員間での必要な情報交換を行う。	関係各課
18 新	面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進	子どもがDVを見聞きする面前DVによる影響を受けた子どもに対して専門職による適切な心理的なケアに取り組みます。	こども育成課 子育て支援課 人権・同和対策課 学校教育課 男女共同参画推進課



基本的施策2 生活の安定に向けた各種手続の支援

現状と課題

DVは、家庭という生活共同体で起きるため、被害を逃れるために家を出た場合は生活基盤を失うこととなります。所持金を待たずに、文字どおり着の身着のまま避難することも多く、避難後、経済的に困窮するDV被害者も少なくありません。

また、加害者の追跡を恐れて、親族や友人との連絡を絶っている場合には、身近な人からの支援を受けにくいという課題もあります。

暴力から逃れたDV被害者が、自立して新たな生活を営むためには、住宅や生活費及び就労が確保され、安定した生活基盤を築く必要があります。

市においては、「DV防止法」第1条第2項に規定する被害者で一定の要件を満たす者は、市営住宅への単身入居を可能としていますが、公営住宅法の一定の要件が厳しく実際にはDV被害者に対する嘉麻市営住宅における入居者資格の拡充には至っていません。また、一方では、DV加害者と同一地域で生活を行っていくことが果たして安全、安心な暮らしにつながるのかといった心配もあり、被害者とその家族の望む生活、暮らしの再建については、丁寧に希望、意思を確認しながら進める必要があります。住宅の確保の問題は、今後も継続して関係課等と協議していくことが必要です。

国や県では、ひとり親を対象とした就業支援事業を実施しており、これらの情報を提供していくことも重要です。

障がい者、高齢者のDV被害者については、「障害者自立支援法」に基づく支援窓口や「地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）」等と男女共同参画推進課との連携を強化し、安全な生活再建に向けた具体的な対応策の充実を図っています。

市からの委託事業により嘉麻市社会福祉協議会が開設している「かま自立相談支援センター」では、生活困窮者の相談や就労支援を行っており、DV被害者の支援につながるよう、市は連携して活用しています。DV被害者の生活再建のために庁内外で関係機関が連携できるよう、関係機関の業務内容が盛り込まれ、DV被害者に必要な社会資源が一目でわかる「資源マップ」を作成しています。

今後とも、DV被害者の自立支援のための住宅の確保に努めます。

また、「資源マップ」においては、適宜最新情報を盛り込むよう更新し、被害者が希望を持って、自立した生活を支援する社会資源に関する情報を適切に提供して行きます。

■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
19	住宅の確保支援	暴力から逃れた被害者の自立支援のため、市営住宅等への入居支援を行う。	関係各課
20	福祉施策等に関する情報の提供	被害者の安定した暮らしが継続されるよう、福祉施策等自立支援のための各種制度に関する情報の提供を行う。	関係各課



基本的施策3 被害者の情報保護

現状と課題

DV被害者が家を出て始めた新たな生活での安全を確保するためには、加害者による被害者の住所探索を防ぐ必要があります。DVやストーカー加害者による被害者の個人情報への聞き出しは巧妙化しており、被害者の居所を突き止めた後の殺人事件も発生しています。

DV被害者が自立のために多様な社会資源を活用する際に、各種の手続きから個人情報が加害者に知られないよう情報保護を徹底する必要があります。

行政手続等において、市職員一人ひとりが被害者の保有情報に関するシステムを正しく理解し、DV被害者の個人情報の漏えいが生命の危険につながることを意識し、守秘義務を守って、業務を遂行しなければなりません。

市においては、住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の柔軟な運用など、DV被害者の情報の保護に努めてきました。

今後も、情報の適切な管理を強化し、職員の管理能力を高めるために、電算情報システムの運用については、定期的に情報交換や共通課題の解決等を行います。

職員の異動等によって、情報の管理体制が途切れることのないようにDV被害者の情報の運用に関して、守秘情報の取扱い注意表示をパソコンシステム上に明示し、注意喚起を促しています。また、電算システム上のインシデントをアクシデントにさせないために、主に情報を取扱う関係課でチーム編成を行い、システムの見直し、改善のための会議を行い、全課におろすやり方を令和3（2021）年より実施しており、今後も継続していきます。

■ 具体的事業

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
21	被害者情報に関する適切な管理と運用	被害者に関する保有情報（電算システムにおける情報を含む）の適正な管理と運用を行う。被害者情報の運用についての定期的な点検を実施する。	全課

成果指標

1. 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
2. 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたかについて進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
3. 期間 令和4年度から令和8年度（目標年度）までの5年間です。

1. DV 被害者で「どこ(だれ)かに相談した」人の割合

令和2年の市民意識調査によると、DV被害者で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と「無回答」を除いた「どこ(だれ)かに相談した」割合は、全体で45.2%でした。啓発活動を推進することで

75%を目指します

2. デートDVに対する認知度

令和2年の市民意識調査によると、「デートDV」の認知度は、全体で28.6%でした。講座を積極的に開催したり啓発活動を推進することで

50%を目指します

3. 「第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の認知度

令和2年の市民意識調査によると、「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の認知度は、全体で24.0%でした。啓発活動を推進することで

50%を目指します



◎資料編

○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和3年7月14日(水) 14時～ 碓井総合支所 文化ホール	(1) 男女共同参画に関する国内の動向 (国・県の動き) (2) 意識調査結果から見た 市民の意識と今後の課題 (3) 審議会スケジュール(計画策定スケジュール)
第2回	令和3年7月28日(火) 14時～ 碓井総合支所 文化ホール	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 成果と課題(報告) (2) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「計画の体系」(案) (3) 第3次嘉麻市男女共同参画基本計画骨子(案)
第3回	令和3年10月13日 (水) 14時～ 碓井総合支所 文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標ⅠⅡ)」について (2) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標Ⅲ・推進体制)」について (3) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第1章～第3章(基本構想)」について
第4回	令和3年10月13日 (水) 14時～ 山田生涯学習館 研修室1	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標ⅠⅡ)」について (2) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標Ⅲ・推進体制)」について (3) 成果指標について
第5回	令和3年11月17日 (水) 14時～ 碓井総合支所 文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第3次計画のテーマ」について (2) 「第2次嘉麻市DV防止基本計画」について
令和3年12月6日(月)～令和4年1月5日(月) パブリックコメント実施		
第6回	令和4年1月12日(水) 14時～ 碓井総合支所 文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「パブリックコメント」への対応について
第7回	令和4年2月2日(水) 14時～ 碓井総合支所 文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画につ いて 「答 申」

○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属等		備考
富永 桂子	学識経験者	元福岡大学 非常勤講師	会 長
末崎 牧	学識経験者	福岡県筑豊労働者支援事務所所長	
辻 秀志	学識経験者	嘉麻市教育研究所所長	
松岡 芙美子	商工関係	商工会議所	
永光 昌弘	民生委員児童委員	民生委員児童委員協議会	
有吉 直子	女性団体	かま男女共同参画推進ネットワーク	
縄田 好子	公募委員		
平尾 節子	公募委員		
平塚 宏美	公募委員		副会長
上野 美智子	公募委員		
浦田 愛	公募委員		
佐々木 義夫	公募委員		

(令和4年2月現在) 敬称略

○用語の解説

あ行

○LGBTQ

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人、これらのLGBT以外にもクエスチョニング（SOGIが決められない、またはあえて決めない人）など、さまざまな性的マイノリティ（性的少数者）人の総称。

さ行

○ストーカー

性差別によって職場や学校等で起きる性的ないやがらせを指します。相手が望まない性的な言動をすることであり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人目の目にふれる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

○ジェンダー

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」とは、「ジェンダー（社会的性別）」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点。

た行

○デートDV

結婚していない交際相手からふるわれる暴力。中学生、高校生など若い人の間でも起きている。

○ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

配偶者（パートナー）や恋人等親密な関係にある、また過去に親密な関係にあった人からの暴力。なぐる、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力、生活費などを渡さない等の経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。

は行

○婦人相談員

「売春防止法」(第35条)に基づき、社会的信望があり熱意と識見を持っている者で、都道府県又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行う。また、「DV防止法」第3条及び第4条により平成14(2002)年4月から、配偶者からの暴力被害者の相談等とともに第5条により婦人保護施設において被害者の保護を行う。相談者の人権を尊重し権利擁護を図る立場から、支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ関係機関との連携を図りながら問題解決を担う役割を有している。

○包括的性教育 (Comprehensive Sexuality Education)

ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育。性教育・性の学習を保障することは性の権利(セクシュアル・ライツ)であるとする国際的潮流の中で使われてきた。ユネスコが中心となり作成した『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、包括的性教育の目的を「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」とし、その論理的根拠と、教育を効果的に進めるための内容や年齢段階別の学習目標を提示している。

○関係法令

(1) 嘉麻市配偶者等からの 暴力防止対策連絡協議会条例

平成 30 年 6 月 26 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための総合的な対策について協議を行い、関係機関の相互の連携を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に係る総合的な対策に関する事項
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に係る関係機関の相互の情報提供及び情報交換に関する事項
- (3) 被害者の支援内容に係る関係機関の相互の調整に関する事項
- (4) その他配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関又は団体に所属する者等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福岡法務局飯塚支局 1 人以内
- (2) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 1 人以内
- (3) 福岡県田川児童相談所 1 人以内
- (4) 福岡県嘉麻警察署 1 人以内
- (5) 嘉麻市子育て総合支援センター 1 人以内
- (6) 嘉麻市民生委員児童委員協議会 1 人以内
- (7) 嘉麻市社会福祉協議会 1 人以内
- (8) 飯塚医師会 1 人以内
- (9) 母子生活支援施設「かほの森」 1 人以内
- (10) その他市長が必要と認める者 3 人以内

(一部改正〔平成 31 年条例 1 号〕)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 14 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 嘉麻市 DV 被害者支援 庁内連絡会議設置規程

平成 25 年 3 月 25 日訓令第 2 号

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)に関する問題について、庁内の関係各課等が共通認識を持ち、相互に連携し、DVの防止及びDVによる被害者の支援について検討するため、嘉麻市 DV 被害者支援庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) DV 被害者に対する迅速かつ適切な対応を総合的に行うための連携及び協力に関すること。
- (2) DV 被害者の支援方法に関すること。
- (3) DV の防止に関する情報の共有に関すること。
- (4) DV の防止に関する啓発活動に関すること。
- (5) その他 DV の防止及び DV 被害者の保護に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、男女共同参画推進室長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定した者がその職務を代理する。
- 3 委員は、課等の長(市長部局(会計課を含む)、各行政委員会事務局、議会事務局及び水道局に所属する課長、室長、局長及び参事をいう。)のうちから、案件に応じて、その都度、委員長が選任した者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が連絡会議の会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員が代理出席できるものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 連絡会議の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 連絡会議の委員及び連絡会議に出席した者は、連絡会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、男女共同参画推進室において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日訓令第 12 号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

(経過措置)

第2条 (略)

2~6 (略)

7 当分の間、この訓令による改正後の嘉麻市 DV 被害者支援庁内連絡会議設置規程第 3 条の適用については、同条第 3 項中「所属する課長」とあるのは「所属する総合調整監、課長」とする。

8~18 (略)

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正: 令和元年法律第四十六号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条―第二十二條)
- 第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)
- 第五章の二 補則(第二十八條の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び**第九**条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、**児童相談所**その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者で

ある場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り

得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定に

よる命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

- 第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて

準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対

する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)
最終改正: 令和三年法律第四十五号
平成二八年一二月一四日法律第一〇二号
(最終改正までの未施行法令)
平成二八年十二月十四日法律第百二号
(未施行)

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく

く害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

3 この法律において『位置情報無承諾取得等』とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有するものに対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（禁止命令等）

- 第五条** 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあるとき、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。
- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
 - 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
 - 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
 - 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（仮の命令）

- 第六条** 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わず、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。
- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令を行うことができない。
 - 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
 - 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
 - 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
 - 6 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないとき、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わずに禁止命令等を行うことができる。
 - 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
 - 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
 - 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。

- 一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をするすることができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をするできないものとする。

- 5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないうときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十一条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十二条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条 禁止命令等(第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をするにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

附 則 (平成二八年一二月一四日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第五条及び第六条(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条第一項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若し

くは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にした第一条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(附則第四条において「第一条による改正前の法」という。)第二条第二項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、第一条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為で同法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(禁止命令等に関する経過措置)

第四条 次に掲げる命令についての第二条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下この条において「第二条による改正後の法」という。)第五条第八項の規定の適用については、同項中「日から起算して一年」とあるのは、「時から、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百二号)附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年を経過する日まで」とする。

一 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(次条において「第二条による改正前の法」という。)第五条第一項の規定による命令

二 この法律の施行の日前に第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第一条による改正前の法第三条の規定に違反する行為について附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年以内にした第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令

2 前項第二号に掲げる第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

(仮の命令に関する経過措置)

第五条 附則第一条ただし書に規定する日前にした

第二条による改正前の法第六条第一項の規定による命令については、同条第二項から第十一項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百二号)第二条の規定による改正前の第六条第一項」と、同条第八項中「したとき」とあるのは「し、又は前条第三項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第九項中「場合」とあるのは「場合及び前条第三項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から第五条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(5) 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

平成31年福岡県条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第181条まで、第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第228条(同法第225条に係る部分に限る。)、第241条第1項及び第3項並びに第243条(同法第241条第3項に係る部分に限る。)の罪

二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。第17条第1項及び第18条第3項において「児童買春等処罰法」という。)第4条及び第7条の罪

四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和5年法律第9号)第4条(刑法第241条第1項の罪に係る部分に限る。)の罪

五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)第3条第1項から第3項までの罪

六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。

三 セクシュアルハラスメント 相手の意思に反する性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。

四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利(以下「自己決定権」という。)又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益(以下「性的人格権」という。)を侵害する行為をいう。

五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。

六 二次的被害 支援条例第2条第1項第4号に規定する二次的被害をいう。

七 二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。

八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。

九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

十 子ども 18歳に満たない者をいう。

(基本理念)

第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。

一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにならなければならないこと。

二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならないこと。

三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。

四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

（基本方針等）

第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

一 この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。

二 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。

三 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行為は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。

2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。

二 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係性を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。

三 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。

四 子どもや心身に障がいをもつ者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に

関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

（県の責務）

第5条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業所においてセクシュアルハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないよう、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときは、適切に対応しなければならない。

（市町村の責務）

第8条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力の

根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(行動規範)

第9条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。

2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為(放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。))による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。)は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

(率先垂範)

第10条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるための固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(性暴力根絶等に関する教育活動)

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家等が派遣するものによって行う。

3 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除

く。)は、第1項の教育の状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

(性暴力根絶等に関する研修等)

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

(性暴力根絶等に関する広報・啓発等)

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

(総合窓口の設置及び関係機関との連携)

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口(以下「支援センター」という。)を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

- 一 専門の相談員による相談
- 二 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
- 三 医療機関、警察署等への付添い及び助言
- 四 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
- 五 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供

3 支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

(性暴力及び性被害に関する相談等)

第15条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応又は当該被害について、支援センターに相談することができる。この場合において、支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応すべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害事案に関する協議・検討)

第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日(刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日)から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第14条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置

する等、加害者が被害者に遭遇することがないように、配慮しなければならない。

2 知事は、性犯罪を犯した後本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

(医療機関の取組)

第20条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被

害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

（被害者支援に関する特則）

第21条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例に規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第3条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。

3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。

4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第5条第3項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。

5 県は、支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき支援条例第10条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

（過料）

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（この条例の見直し）

2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする

■課別具体的事業一覧

【全課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	1	DVに関する研修	12
I	1	3	DVに関する正しい理解の促進	12
Ⅲ	3	21	被害者情報に関する適切な管理と運用	26

【関係各課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	5	若年層に対する啓発の推進	12
I	2	7	被害の早期発見及び適切な対応	15
Ⅱ	1	9	庁内関係部署との連携強化	17
Ⅱ	1	10	DV防止連絡協議会による連携	17
Ⅱ	1	11	男性や性的少数者等への相談窓口の情報提供	17
Ⅱ	2	12	外国人からの相談に対する適切な対応	20
Ⅱ	2	13	高齢者、障がい者への適切な対応	20
Ⅱ	2	14	LGBTQ等の性的少数者への適切な対応	20
Ⅲ	1	16	被害者の安全のための警察との連携強化	23
Ⅲ	1	17	心理的ケアへの配慮	23
Ⅲ	2	19	住宅の確保支援	25
Ⅲ	2	20	福祉施策等に関する情報の提供	25

【人事秘書課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅱ	3	15	窓口職員の研修の充実	21

【人権・同和対策課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	4	DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進 (面前DVの理解促進)	12
Ⅲ	1	18	面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進	23

【学校教育課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	2	人権尊重の意識を醸成する教育の推進	12
I	1	4	DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進 (面前DVの理解促進)	12
Ⅲ	1	18	面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進	23

【こども育成課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	4	DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進 (面前DVの理解促進)	12
Ⅲ	1	18	面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進	23

【子育て支援課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	4	DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進 (面前DVの理解促進)	12
Ⅲ	1	18	面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進	23

【男女共同参画推進課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	4	DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進 (面前DVの理解促進)	12
I	2	6	相談窓口の周知	15
I	2	8	加害者対策に関する情報収集及び発信	15
Ⅱ	1	9	庁内関係部署との連携強化	17
Ⅱ	1	10	DV防止連絡協議会による連携	17
Ⅱ	3	15	窓口職員の研修の充実	21
Ⅲ	1	18	面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進	23

令和 4 (2022) 年 3 月
発行 / 嘉麻市 男女共同参画推進課
〒821-0502 福岡県嘉麻市上臼井 446 番地 1
電話 (0948) 62-5714 FAX (0948) 62-5692
E-mail danjo@city.kama.lg.jp